

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応でき、経営の透明性が確保される経営管理体制を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役会を重要事項の意思決定及び業務執行状況の監督を行う機関と位置付け、迅速な意思決定を推進してまいります。また、経営の透明性の確保については、コンプライアンス及びリスク管理体制の強化並びに適時開示の徹底等に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	1,970,100	29.26
株式会社日本ビジネス開発	1,755,000	26.07
西川 猛	1,443,900	21.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	484,400	7.19
ソフトバンク株式会社	238,500	3.54
株式会社インフォサービス	94,600	1.41
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	21,300	0.32
パーソルマーケティング株式会社	15,900	0.24
東京海上日動火災保険株式会社	14,400	0.21
第一生命保険株式会社	13,500	0.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	----

・上記【大株主の状況】の所有株式数は平成30年6月30日現在の株式数であり、上記【大株主の状況】に記載のほか自己株式が318,902株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12 月
-----	------

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高須 武男	他の会社の出身者											
秋田 芳樹	他の会社の出身者											
大西 利佳子	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須 武男	○	——	上場会社の経営者として経営全般にわたる豊富な経験と知見を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
			公認会計士やコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただける

秋田 芳樹	○	——	ものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大西 利佳子	○	——	金融機関での業務経験や人材紹介会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しており、この経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社コトラと当社との間には、過去に人材紹介に関する契約に基づく取引がありましたが、その取引の金額はごく小さなもので、一般的な取引条件と同様に決定しておりました。なお、現在においては、同社との取引関係はありません。従って、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査の監査方法及び監査結果等について、定期的に報告を受け、また必要に応じて随時情報交換することで相互に連携を図っております。監査役と内部監査を担当する監査部は、必要に応じて随時情報交換することで相互に連携を図っております。また、監査役会に対する内部監査報告を義務付けることにより、監査役監査の充実に努めております。監査部と会計監査人は、監査部の実施した内部監査結果等について、情報交換及び意見交換することで緊密な連携を図っております。なお、監査役及び監査部は、取締役会や監査役会において内部統制部門により報告される内部統制の構築及び評価の状況等について情報を収集するほか、内部統制部門とも適宜協議しながら、内部統制手続きの有効性や運用状況等の情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
敦谷 敬一	他の会社の出身者													
齋藤 邦雄	他の会社の出身者													
山川 隆久	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
敦谷 敬一	○	――	会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関勤務を通して培った豊富な知識と経験に基づく客観的な視点から取締役の業務執行等の監査ができると判断し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
齋藤 邦雄	○	――	金融機関勤務による豊富な知識と他社での監査役としての経験に基づく客観的な視点から取締役の業務執行等の監査ができると判断し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
山川 隆久	○	――	弁護士としての専門的見地から、取締役の業務執行等に法令に違反する事実がないかという視点で監査ができると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社の法律顧問であり、当社より弁護士報酬を支払っておりますが、一般的な取引条件と同様に決定しております。従って、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、当社が定める社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

- 《社外役員の独立性に関する基準》
当社の社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）、又は社外役員候補者が以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断いたします。
- (1) 当社の現在の主要株主、又は当該主要株主、その親会社若しくは重要な子会社の取締役等
 - (2) 当社が現在主要株主である会社の取締役等
 - (3) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (5) 当社の主要な取引先である者
 - (6) 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (7) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
 - (8) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
 - (9) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、その親会社若しくは子会社の取締役等
 - (10) 現在当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
 - (11) 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント

- ント等
(12) 当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
(13) 上記(1)、(2)、(9)に過去5年間に於いて該当していた者
(14) 上記(3)－(8)、(10)に過去3年間に於いて該当していた者
(15) 上記(1)－(14)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- 《注》
1. (1)及び(2)において、主要株主とは、10%以上の議決権を保有する株主をいう。
2. (1)、(2)及び(9)において、取締役等とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。
3. (3)及び(4)において、「当社グループを主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者(又は会社)」をいう。
4. (5)及び(6)において、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
5. (7)、(8)及び(11)において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
6. (12)において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人等の総売上高の2%以上又は3,000万円のいずれか高い方」であることをいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、具体的なインセンティブ付与は実施しておりませんが、取締役の報酬については、会社の業績と個人の貢献度合いを総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額については開示しており、平成29年12月期に取締役及び監査役に支払った役員報酬の額は、以下のとおりであります。

取締役 6名 68,934千円(うち社外取締役3名 13,600千円)
監査役 3名 17,400千円(すべて社外監査役)

※取締役の報酬等の総額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る平成29年12月期の費用計上額(社外取締役を除く取締役3名、合計12,134千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額については、株主総会において承認された限度額の範囲内で決定しております。各取締役の報酬額は取締役会が決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役又は社外監査役を補佐する担当部署又は担当者を定めておりませんが、社外取締役又は社外監査役から、業務執行状況や会議日程等の問合せ、議事録・稟議書の閲覧その他監査の要請等があった場合には、その都度、社内取締役、管理本部又は必要に応じて関係部署が対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督の方法等の概要は、以下のとおりであります。

(1)取締役会

当社の取締役会は、社外取締役3名を含めた取締役7名により構成されております。取締役会は、毎月定期的に開催され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有しております。

(2)監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されております。3名の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人及び内部監査を担当する監査部と密接な連携を図ることにより、監査機能の強化を図っております。

(3)幹部会議

当社では、代表取締役を含む常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員で構成する幹部会議における報告・討議等に基づき、それぞれ業務を執行しております。幹部会議は、原則として月2回開催し、その事務局は経営企画部が担当しております。ただし、重要事項については、取締役会に報告・付議し、その審議を経て業務を執行することとしており、取締役会が業務執行状況の監督をしております。

(4)コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会

当社は、経営に重要な影響を与えるコンプライアンス及びリスク管理上の問題を検討し解決するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス及びリスク管理に関する委員会を設置しております。同委員会は当社のコンプライアンス規程及びリスク管理規程に定められた指針に準拠した適切な対応策を協議のうえ、取締役会への提言・報告を行っております。

(5)監査部

当社は、内部監査部門として、監査部を設置しており、内部監査担当の人員は8名であります。監査部は年間監査計画に従って内部監査を実施し、監査役及び会計監査人と相互に連携を図っております。

(6)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含めた取締役会における意思決定及び業務執行を行いながら、社外監査役を含めた監査役会、監査部、リスク管理部、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されているものと考えられることから、現在の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主様が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるように、株主総会招集通知の早期発送に努めております。 なお、平成29年12月期の株主総会招集通知は、法定期日より1週間以上前(株主総会開催日の3週間以上前)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主様が株主総会に出席できるように、株主総会開催日はいわゆる株主総会集中日を避けて設定するよう努めております。 なお、平成29年12月期の株主総会は、平成30年3月28日に開催いたしました。
その他	当社は、株主様が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるように、招集通知発送前に東京証券取引所への開示並びに当社ホームページ(URL: http://www.bellpark.co.jp/ir.html)への掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(URL: http://www.bellpark.co.jp/ir/_1292.html)に「IRポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	直近1年間に開催いたしました説明会は、平成30年2月14日開催の第25期決算説明会(説明者: 代表取締役社長 西川 猛・取締役管理本部長 石川 洋ほか、説明内容: 決算ハイライト・平成30年計画など、参加者の属性・数: アナリスト3名・ファンドマネージャー1名・証券会社営業1名・業界紙等記者5名・IR会社等6名・銀行関係者8名・その他1名・計25名)、並びに、平成30年8月3日開催の第26期第2四半期決算説明会(説明者: 代表取締役社長 西川 猛・取締役営業本部長 古川 等・取締役管理本部長 石川 洋ほか、説明内容: 上期決算ハイライト・上期取組みなど、参加者の属性・数: アナリスト6名・機関投資家3名・証券会社営業4名・業界紙等記者5名・IR会社等5名・銀行関係者8名・その他1名・計32名)であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券(四半期)報告書、招集通知、決議通知、ビジネスレポート、及び決算説明会資料等を、当社ホームページ(URL: http://www.bellpark.co.jp/ir.html)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
その他	(女性の活躍の方針・取組等について) 当社では、従業員全体に占める女性の割合が47.6%(平成29年12月末時点)と、当社の今後の成長には、女性の活躍が必要不可欠であると認識しており、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。 また、女性が活躍できる環境整備として、主に次の支援を行っております。 ①産育休の取得促進、育休後の復職支援 ・妊娠した従業員に対し、産育休を経験した従業員が店舗責任者を交えた三者面談を実施し、産育休取得に対する不安払拭と働き方の変化への現場理解を促すことで、産育休を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。なお、産育休の取得者は77名(平成29年12月末時点)、育休からの復職者は31名(平成29年度)となっております。 ②従業員の子育て支援 ・平成27年に導入した「保育手当」について、支給対象基準を平成28年度に拡充する等、復職

者が子育てしやすい環境づくりに取り組んでおります。なお、保育手当の支給対象者は27名（平成29年12月末時点）となっております。

③育休後の復職者の時短勤務支援

・子育て支援の一環として、育休後の復職者が時短勤務を選択しやすいよう、学生アルバイト等の臨時雇用者の採用を強化し、従業員の充足を図っております。

④キャリアアップ支援

・女性の管理職比率向上等を目的とした「女性育成プロジェクト」に基づき研修を実施し、女性従業員の更なるキャリアアップを図っております。

当社は、今後も継続して女性が活躍できるように労働環境及び研修等を整備し、女性のキャリアアップを支援していく方針でございます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
- (2)コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
- (3)重要な業務執行については、取締役会に引き続き付議又は報告するものとする。
- (4)独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
- (5)倫理規程及びコンプライアンス規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
- (6)コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
- (7)各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施、相談ラインの確保等に努める。
- (8)内部監査規程に基づき、法令遵守の観点から業務監査を行う。
- (9)業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
- (10)各取締役が法令又は定款に違反する事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
- (11)必要に応じて、役員及び使用人に対する研修を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)文書管理規程に基づき、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに同規程に定める期間保存・管理する。

株主総会議事録	永久保存
取締役会議事録	10年間保存
幹部会議事録	10年間保存
計算書類	10年間保存
稟議書	10年間保存

- (2)前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を同規程により定める。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
- (2)適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
- (3)独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
- (4)倫理規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
- (5)コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
- (6)業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
- (7)各取締役が会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
- (8)必要に応じて役員及び使用人に対する研修を実施する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- (1)当社の取締役会は、経営に関わる重要な事項の審議及び意思決定並びに経営全般に対する監督を行う。
- (2)当社の取締役は、取締役会が定める組織規程及び職務権限規程に基づき、所管する業務を執行する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
- (2)当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
- (3)当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。
- (4)当社は、経営理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (5)当社子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
- (6)必要に応じて、当社子会社の役員及び使用人に対する研修を実施する。
- (7)当社の監査部は、当社子会社に対して定期又は臨時に業務監査を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会において監査役との意見交換を行い、必要に応じ、使用人を配置する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立を確保するため、監査役の指揮命令に服するものとし、その職務執行に関連して、人事評価、異動、懲戒等において不利益な扱いがなされないものとする。

8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとする。
- (2)監査役が必要に応じ業務執行に関する事実の報告を求めたときは、当社及び当社子会社の取締役は自ら報告し、又は使用人に報告させなければならないものとする。
- (3)当社及び当社子会社の取締役及び監査部の長は、法令若しくは定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならないものとする。
- (4)監査部の長は、監査役に対して当社及び当社子会社の内部監査結果を報告する。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ上記8の報告をした当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取

扱いを行うことを禁止する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は監査役と定期的な意見交換の場を設け、会社運営に関する意見の交換のほか意思の疎通を図る。

(2) 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と監査部との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

リスク管理部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力又は支援を得ることとする。また、リスク管理部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員及び使用人への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時開示を行うために、総務及び財務・経理を担当する取締役管理本部長を情報取扱責任者と定めております。当社の会社情報は、社内幹部会議等を通じて情報取扱責任者に報告・集約され、情報取扱責任者、並びに総務部門、財務経理部門及び経営企画部門の各責任者において重要性等の検討・協議を経て、情報取扱責任者が開示を行っております。

なお、決定事実及び決算情報等については取締役会の審議・承認を経て、情報取扱責任者が開示を行っております。また、発生事実については、発生後、代表取締役に報告され、遅滞なく情報取扱責任者が開示を行っております。

